

高島地域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会規約  
新旧対照表

資料1-2

旧	新
<p>第1～9条 略</p> <p>(附則)</p> <p>第10条 本規約は、平成30年6月4日から施行する。</p> <p>(附則)</p> <p style="padding-left: 20px;"><b>【追加】</b></p> <p>本規約の改正は、平成31年3月18日から施行する。</p> <p>本規約の改正は、令和2年7月20日から施行する。</p> <p>本規約の改正は、令和3年6月7日から施行する。</p> <p>本規約の改正は、令和4年6月6日から施行する。</p> <p>本規約の改正は、令和5年6月12日から施行する。</p> <p>本規約の改正は、令和6年6月3日から施行する。</p>	<p>第1～9条 略</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">【削除】</p> <p>(附則)</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">本規約は、平成30年6月4日から施行する。</p> <p>本規約の改正は、平成31年3月18日から施行する。</p> <p>本規約の改正は、令和2年7月20日から施行する。</p> <p>本規約の改正は、令和3年6月7日から施行する。</p> <p>本規約の改正は、令和4年6月6日から施行する。</p> <p>本規約の改正は、令和5年6月12日から施行する。</p> <p>本規約の改正は、令和6年6月3日から施行する。</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">本規約の改正は、令和8年 月 日から施行する。</p>

旧	新
別表	別表
<b>【委員】</b>	<b>【委員】</b>
所属	所属
高島市	高島市
国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所	国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所
気象庁 彦根地方气象台	気象庁 彦根地方气象台
滋賀県	滋賀県
滋賀県 高島土木事務所	滋賀県 高島土木事務所
職名	職名
市長	市長
事務所長	事務所長
台長	台長
知事	知事
所長	所長
<b>【学識者 (アドバイザー)】</b>	<b>【学識者 (アドバイザー)】</b>
京都大学 防災研究所 社会防災研究部門 教授 多々納 裕一	京都大学 防災研究所 <u>気候変動適応研究センター</u> 教授 多々納 裕一
京都大学 防災研究所 巨大災害研究センター 教授 畑山 満則	京都大学 防災研究所 巨大災害研究センター 教授 畑山 満則
<b>【事務局】</b>	<b>【事務局】</b>
滋賀県 土木交通部 流域政策局	滋賀県 <u>県土整備部</u> 流域政策局
滋賀県 高島土木事務所 河川砂防課	滋賀県 高島土木事務所 河川砂防課